

平成30年度鹿児島県がん対策推進協議会 情報提供資料



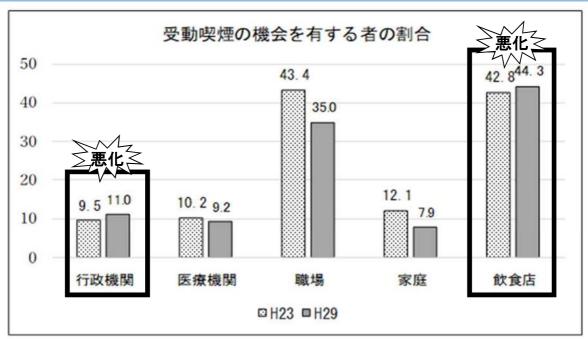
望まない受動喫煙の防止を図る健康増進法の改正について

- ・喫煙に関する鹿児島県の現状
- ・ 受動喫煙による健康影響
- ・喫煙による経済損失
- 健康増進法の一部を改正する法律等の概要
- ・助成制度等について
- たばこの煙のないお店について

鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課 主幹兼健康増進栄養係長 吉見

喫煙に関する鹿児島県の現状

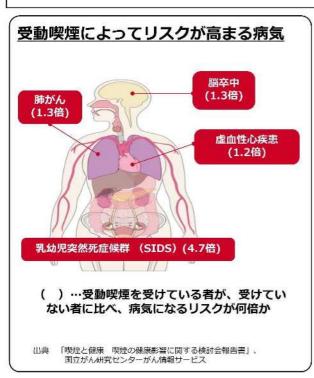
健康かごしま21(平成25年度~平成34年度)中間評価報告書から



受動喫煙の機会を有する者の割合は,行政機関と飲食店で増加し, 悪化しています。

受動喫煙による健康影響

- 受動喫煙によってリスクが高まる病気※には<u>肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群</u> (SIDS) がある。
- 年間15,000人が、受動喫煙を受けなければ、これらの疾患で死亡せずに済んだと推計されている。 ※因果関係を推定する証拠が十分(確実)な病気



受動喫煙による年間死亡数推計値

	男性	女性
肺がん	627	1,857
虚血性心疾患	1,571	2,888
脳卒中	2,325	5,689
小計	4,523	10,434
乳幼児突然死症候群 (SIDS)	73	
合計	15,030	(人)

※各疾患の死亡数の何%が受動喫煙によるものかを計算し、その 割合を2014年の死亡数に乗じ算出した。

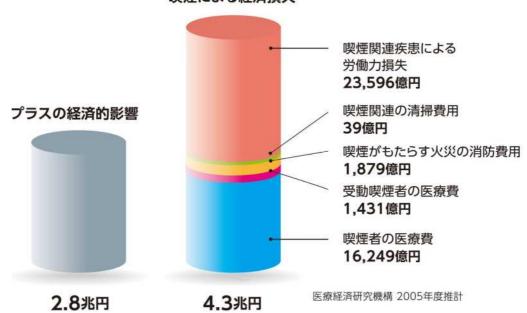
出典 厚生労働科学研究賞補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業 「たばご対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」

喫煙による経済損失

2005年の1年間で喫煙による経済損失は4.3兆円に上る。

これに対して、税収や産業の利益、賃金さらには他産業への波及効果を含めた 喫煙が及ぼす経済的な貢献については2.8兆円にとどまると推計されている。

喫煙による経済損失



健康増進法の一部を改正する法律等の概要

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない 者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、 屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

5

健康増進法の一部を改正する法律等の概要 (第一種施設について)

子どもや患者等に特に配慮

- •学校、児童福祉施設
- 第一種施設
- •病院、診療所
- ・行政機関の庁舎 等

〇 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所(特定屋外喫煙場所)に、 喫煙場所を設置することができる。

【主な対象施設】

- ・幼稚園,小・中・高校,大学
- 乳児院、保育所、児童養護施設
- 病院, 診療所, 助産所, 薬局
- 介護老人保健施設, 介護医療院
- あん摩マッサージ, はり, きゅう, 柔道整復の施術所
- 認定こども園、母子健康包括支援センター 等
- ※特定屋外喫煙場所を設置する場合には、近隣の建物に隣接するような場所に 設置することがないようにするといった配慮をすることが望ましい。

健康増進法の一部を改正する法律等の概要 (特定屋外喫煙場所について)

〇特定屋外喫煙場所

第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所

屋外で受動喫煙を防止するための必要な措置

例:パーテーション等による区画が考えられる

2 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識 を掲示すること

当該場所が喫煙場所であることが認識できる標識である 必要がある。

3 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置 すること

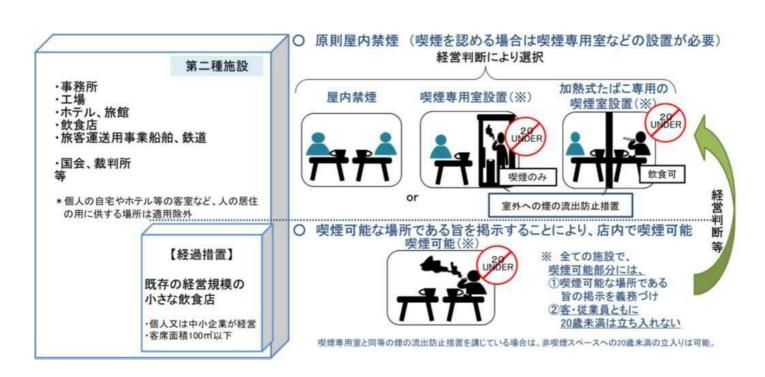
「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」とは、

例:建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外 には通常利用することのない場所



標識例

健康増進法の一部を改正する法律等の概要 (第二種施設について)



健康増進法の一部を改正する法律等の概要 (既存特定飲食提供施設について)

改正健康増進法の施行の際、現に存する飲食店、喫茶店との他の設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設のうち、以下を満たす施設

- ①個人又は②資本金又は出資の総額が5,000万円以下の会社(※)が営みかつ
- 3客席面積100㎡以下
- ※資本金又は出資の総額が5,000万円の会社であっても次の場合は除く。
 - ・1つの大規模会社(資本金又は出資の総額が5,000万円を超える会社)が発行済株式又は出資の総数又は 総額の2分の1以上を有する会社
 - ・大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を有する会社
- ◆喫煙可能室を設置した既存特定飲食提供施設が備えなければならない書類
 - 1 施設の客席部分の床面積に係る資料(店舗図面等)
 - 2 会社の資本金の額又は出資の総額に係る資料(会社が営む場合に限る。)
- ◆喫煙可能室を設置した既存特定飲食提供施設が県に届け出なければいけない事項
 - 1 施設の名称及び所在地
 - 2 施設の管理権原者の氏名及び住所 ※届出内容に変更がある場合及び喫煙可能室を廃止する場合は、届出が必要

健康増進法の一部を改正する法律等の概要 (喫煙目的施設について)

喫煙を主目的とする施設

喫煙目的施設

〇 施設内で喫煙可能

- ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
- ・店内で喫煙可能なたばこ販売店 ・公衆喫煙所
 - (1) 公衆喫煙所

施設の全ての場所を専ら喫煙する場所とするものであること

- (2) 喫煙を主目的とするバー、スナック等
 - たばこの対面販売(出張販売を含む。)をしており、施設の屋内の場所において 喫煙をする場所を提供することを主目的とする。
 - 併せて設備を設けて客に飲食をさせる営業を行うもの (「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く。)
- (3) 店内で喫煙可能なたばこ販売店

たばこ又は専ら喫煙の用に供するための器具の販売をし、施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主目的とする。

(たばこの販売については、対面販売をしている場合に限る。)

(設備を設けて客に飲食をさせる営業を行うものを除く。)

喫煙を主目的とするバー,スナック等や店内で喫煙可能なたばこ販売店は,たばこ事業法第22条第1項又は第26条第1項の許可に関する情報の帳簿を備えなければならない。

9

健康増進法の一部を改正する法律等の概要 (屋外や家庭等について)

屋外や家庭など

〇 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例)できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。 子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。

施設を管理する者が喫煙場所を定める場合は、望まない 受動喫煙を生じさせることがない場所とするように配慮 しなければならない。

(具体例)

- ○出入口付近や利用者が多く集まる場所には設置しない
- ○たばこの煙の排出先については、周辺の通行量や状況を勘案して 受動喫煙が生じない場所とする 等

健康増進法の一部を改正する法律等の概要 (喫煙室の類型について)

	喫煙専用室	指定たばこ(※) 専用喫煙室 (※)加熱式たばこを 指定する予定	喫煙目的室	喫煙可能室
設置できる施設	第二種施設	第二種施設	喫煙目的施設	既存特定飲食提供 施設
場所	屋内の「一部」	屋内の「一部」	屋内の 「全部又は一部」	屋内の 「全部又は一部」
必要となる措置	室外への煙の流出防止措置	室外への煙の 流出防止措置	室外への煙の流出防止措置	室外への煙の 流出防止措置
紙巻たばこ	0	×	0	0
加熱式たばこ	0	0	0	0
室内での喫煙 以外の行為	×	0	0	0

健康増進法の一部を改正する法律等の概要 (喫煙室の技術的基準について)

- 1 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が O. 2 m毎秒以上であること
- 2 たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること

「壁, 天井等」: 建物に固定された壁、天井のほか、 ガラス窓等も含むが、たばこの煙

を通さない材質・構造

「区画」: 出入口を除いた場所において、壁等により床面から天井まで仕切られていることをいい、たばこの煙が流出するような状態は認められない





3 たばこの煙が屋外または外部に排気されていること

健康増進法の一部を改正する法律等の概要 (喫煙室の技術的基準について)

- ※ 施設内が複数階で分かれている場合、指定たばこの煙が、喫煙階から禁煙階に流出しないよう壁、天井等によって区画されていること。【指定たばこ専用喫煙室】
- ※ 既存特定飲食提供施設の全部の場所を喫煙可能室と する場合の技術的基準は、喫煙可能室が壁、天井等に よって当該喫煙可能室以外の場所と区画されていること。
- ※ 法律の施行時点に既に存在している建物等で、管理権原者の責めに帰することができない事由によって基準を満たすことが困難な場合は、たばこの流出防止に係る技術的基準について一定の経過措置を設ける。

健康増進法の一部を改正する法律等の概要(従業員に対する受動喫煙対策について)

1 20歳未満の者(従業員含む)の立入禁止

多数の者が利用する施設等の管理権原者等は、20歳未満の者(従業員を含む)を喫煙可能場所に立ち入らせてはならないこととする。

2 関係者による受動喫煙防止のための措置

関係者(※)に受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務等を設ける。その上で、これらの努力義務等に基づく対応の具体例を国のガイドラインにより示して助言指導を行うとともに、助成金等によりその取組を支援する。

※上記1の施設等の管理権原者等及び事業者その他の関係者

また、従業員の募集を行う者に対しては、どのような受動喫煙対策を講じているかについて、募集や求人申込みの際に明示する義務を課すこととする。(今回の法律とは別に関係省令等により措置)

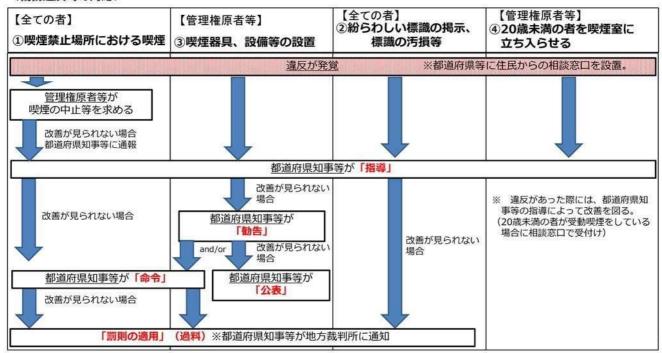
15

健康増進法の一部を改正する法律等の概要 (法の施行期日について)



健康増進法の一部を改正する法律等の概要 (義務違反者への対応について)

<義務違反時の対応>



健康増進法の一部を改正する法律等の概要 (義務違反者への対応について)

義務対象	義務の内容	指導·助言	勧告・公表・命令	過料 (※2)
Completed the sales to the late.	喫煙禁止場所における喫煙禁止	△ (※1)	○ (命令に限る)	〇(30万円以下)
全ての者	紛らわしい標識の掲示禁止 ・標識の汚損等の禁止	0	<u> </u>	○(50万円以下)
	喫煙器具・設備等の撤去等*	0	0	○ (50万円以下)
	喫煙室の基準適合	0	0	○(50万円以下)
施設等の管理権原者 (所有者等の、施設等の設備の改	施設要件の適合 (喫煙目的施設に限る)	0	0	〇(50万円以下)
	施設標識の掲示	0		○(50万円以下)
修等を適法に行うことができる 権原を有する者のこと)	施設標識の除去	0	-	○ (30万円以下)
*を付した項目は、管理権限者に加え、施設の管理者(管理権原者 に対し、重要上現場の管理を とは別に、事実上現場の管理を 行っている者のこと)にも義務が 発生する。	書類の保存(喫煙目的施設・既 存特定飲食提供施設に限る)	O	_	〇(20万円以下)
	立入検査への対応*	9 -1 8		〇(20万円以下)
	20歳未満の者の)契理室への立入禁止*	0	<u>~</u>	1-1
	広告・宣伝(喫煙専用室以外の 喫煙室設置施設等に限る)*	0	Ē.	t-s

^(※1) 法律上指導・助言について明記していないが、喫煙を発見した場合、命令をする前に違反者に対して、指導により対応していく。その上で、繰り

返し指導してもなお喫煙を続ける等の改善が見られない場合に、命令をする。 (※2) 本法律における「過料」とは、秩序罰としての「過料」であり、法律秩序を維持するために、法令違反者に制裁として科せられるものである。また、「過料」の金額については、都道府県知事等の通知に基づき、地方裁判所の裁判手続きにより決定される。

助成制度等について (受動喫煙防止対策助成金)

職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の書きまへ

[平成30年度版]

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

職場の受動喫煙防止対策(事業者・事業場の実情に応じた適切な措置)は**事業者の努力 義務**です。事業者の皆さまは、まず、事業場の現状を把握・分析し、実行可能な対策の うち、最も効果的なものを実施するよう努めてください。

受動喫煙防止対策を行う際には、費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」を、 ぜひ、ご活用ください。

対象となる事業主

次の(1)~(3) すべてに該当する事業されは多っす

(1)	労働者災害補償保険の適用事業主			
(2)	次のいずれかに該当する中小企業事業主			
	55.	₩ • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	房時間用する 労働各数*1	資本企業は出資 の総額 ³ 1
	小海菜	小売業、飲食店、配注飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
	リービス楽	物元負貨業、宿泊業、城寨業、医療・福祉、 宿合サービス(例:原同組合)など	100人以下	5,000万円以下
	到売業	刊売業	100人以下	1 使用以下
	その他の業権	表文、林文、元文、江公文、株法文、 連修業 会教業 保険条件と	300人以下	36927
	※1 労働権がか資本業等のどうつか「五の条件を満たせば、中の企業主義主となりま			
(3)	事業場内において、措置を護じた区域以外を禁煙とする事業主			

助成の対象となる措置

Ü	亡の基準を満たす 喫煙室 の設置・改修	受煙室の入口で、喫煙室内に向かう風速が 0.2 m/皮以上
(2)	右の基準を満たす 屋外喫煙所(閉鎖系) の設置・改修	吸煙所での吸煙で、吸煙所の直近の建物の 出入口などにおける粉しん濃度が増加しない
3)	上の基準を満たす 換気装置の設置など*2 (電温業・飲食店を含んでいる事業場のみ)	関連区域の粉じん濃度が 0.15 mg/m ³ 以下、 または 必要換気量が 70.3 × (降鉄) m ³ /時間 以上

肋成内容

助成対象経費	助成率	上限额
上記①~②の措置にかかる工費、 設備費、備品費、機械装置費など	1/2 飲食店を営んでいる事業場は2/3	100万円

- の対応を発生が、場合のなど、大学を表現しています。最近にこの状態を全力された事業場につまり、国本の主要を表現しています。 は中国できません。 同し等工者で複数が場所に計画やを制いる場合は、1件の中間としてまとめて中間してくさい。 次3 同時報子の書で、第一条のいずれた。または数次がみのでは、合け前の報告は1893万円。 ・飲食店への助成率は今年度特別に2/3に引き上げています。この残会にずひご利用ください。

(*) 厚生労働省・都道府県労働局

この助成金の受給にあたっては、**喫煙室の設置等の事業計画の内容が技術的及び** 経済的な観点から翌当であることが必要です。そのため、特に持定的な観点の目安 として、単位面積当たりの助成対象経費の上限額を下表のように定めています。 単位面積当たりの助成対象経門が下表に飛げる上限を超える場合、合理的な場由 があると都道病県労働局長が認める場合を除き、単位面積当たりの助成対象経門上 限額までて助成金の交付決定を行いますのでご注意ください。 設置を行おうとする喫煙室等の 単位面積当たりの助成対象経費上限額 60万円/m (2)屋外際健所の設置・改修 ③上記以外の受動場厘を防止するための措置・改修 (換気表置の設置など) 4075PH/mi 樹) 飲食店以外の事業集で3mの喫煙室の投資また伝説核を行う計画の場合、合理的な理由があると認め 与れない限り、助成対象経費として

交付申請に必要な書類 ×回の書類には予定の様式があります。

3m×60万円/m=180万円まで(助成額にして90万円まで)しか必められません。

1	受動喫煙防止対策助成金交付申請書*
2	受動喫煙防止対策についての事業計画*
3	交付要件に該当する旨及び不交付要件には該当しない旨の申立を行う書類 *
1	措置を講じる場所の工事前の写真(中請日から3か月以内に掲影したちの)
5	設置を予定している映理室や換気装置の場所など助成事業の詳細を確認できる資料
6	講じる措質が要件を満たして設計されていることが確認できる資料
7	事業場の室内とそれに進する環境で、措置を講じる区域以外での喫煙を禁止する旨を 説明する書類
8	講じる措置に関する施工業者からの見積蓄の写し (2業者以上必要)
9	その他都道府県労働周長が必要と認める書類

事業実績報告に必要な書類 * 中の書類には利定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書 *
2	受動喫煙防止対策についての事業結果機要報告書 *
3	受動喫煙坊止対策助成金交付決定通知書の写じ
4	交付決定内容を変更した場合、受動型運防止対策助成金交付決定内容変更承認過知書 の写し(複数回変更している場合は、すべての写し)
5	工事に関しての領収書、経費についての内訳の写し
6	措置を講じた場所や受動感煙を防止するための設備・備品の詳細を確認できる写真 (工事終了後速やかに撮影したもの)
7	交付決定を受けた内容と実際に実施した事業が相違ないことを説明する書類
8	講じた措置が要件を満たしていることが確認できる資料
9	その他都道広県労働周長が必要と必める書類

※平成30年度の交付申請は受付を終了しました。

助成制度等について

(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)

商業・サー 農林水産業活性化税制

~商業・サービス業の基盤強化を図る投資を応援します~

制度の概要

太制度は、一定の器具備品並びに建物財品設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の 特別機即(注 1)又は7%の機嫌短終(注 2)が選択途用(機調控除は資本金3,000万円以下の法 人、個人事業主のみ)できるものです。

(注1)年別書は、園園養民で物画権を計一しなかった場合、その海却不足額を同事業年度に終りますことができます。 はより登録を除れ、その事業年度の支えを解決した。等は緩かがかまでが上型とのります。また、中小や盆管管を移り が実施。一年の主意を指定的中で200米とよりと200%が、一般となります。など、特定なりの場合額を持える 金幣については、芸事業年度に終り起すたとかできます。

アドバイス機関(注)から、経営の改善に関する指導及び助用を受けた旨を明らかにする書類の 交付を受けた、特色申告書を掲出する中小企業者等(P9参照)

平成 31 年 3月 31 日までは、対象技備を取得等して指定事業の用に供すること

経営の改善に資する資産として、その交付を受けた経営改善指導助言書類に記載された一定の器 見及び角電品並び合き時物的層が低。

20:00	要件	
器具及び偏品	1台又は1歳の取得行順が30万円以上のもの	
建物影響設備	の取得価額が60万円以上のもの	

※中古品、質付の用に供する設備等は対象外です。

推进海禁

電光製・小売業、情報語信義、一般核を自即回路主義、道路関和記述集、自席業、活地記述集。7人包装、排書院政代理 集、不製造業、発品清解業、3円サービス集、広告業、技術サービス集、行泊業、較良台業、洗濯・理音・美書・浴様業、その 他の生活節はサービス業・上台解除・社会解除・行為事業、サービス業(依有・予賞支養業、原用業、指示理会、他に分解さ 本ないサービス業・決会核及生業、皇内生態保護、複称等修生業、策廉・安か主定業業、その他の編纂サービス業)、企 集、材象、京美、水産業企業



認定経営革新等支援機関とは

認定経営革新等支援機関とは何ですか?

能と指摘主義等支援機能とは、中、企業の前たな事業活動の始進に関する法律に基づき、中、企業者が安心して経営相談等を受けられるように、専門的知識や実務経験が一定レベル以上の者として国か28定した全国組織、被理上、公認会計上、升部上等のそとです。全面で約28点の000経営革新を支援機能が認定されており、「中心全業庁のエースページにて公開しております。(http://www.chusno.meti.go.jp/keiei/kakushin/ninte/index.htm)

中小企業総制サポートマンター 電話:03-6281-9821(平日9:30-17:00)

本税制の適用にあたってのご質問は、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

「たばこの煙のないお店」について



《登録対象》

- 「飲食店」又は「喫茶店」のうち、
 - 1數地内禁煙
 - 2建物内禁煙
 - 3テナント等禁煙
- のいずれかに取り組む店舗
- 《登録区分》
 - ①敷地内禁煙
 - 2建物内禁煙
 - 3テナント等禁煙

《登録店舗数》(鹿児島市を除く) 529店舗(平成31年3月11日現在)